

玉名市自治基本条例 推進アクションプラン

【平成 29 年度～令和 3 年度】

熊本県玉名市

玉名市自治基本条例を進めるための『推進アクションプラン』策定趣旨

地方分権の進展や価値観の多様化、少子高齢化と人口減少の深刻化などの社会環境の変化の中で、これまでの画一的な行政から「地域のことは地域で考え、地域で決めて、その責任は地域で負う」といった「自己決定、自己責任」によるまちづくりへと自治体運営や地域運営の仕組みが大きく変わりつつあります。

このような中、これまで以上に市民や議会、行政が一体となってよりよいまちづくりを進めるために、自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項（まちづくりの基本ルール）を定めた玉名市自治基本条例が平成28年10月1日から施行されました。

そこで、本市ではこの自治基本条例を着実に推進していくことを目的として、条例に基づいて取り組むべき内容やスケジュールをまとめた『推進アクションプラン』を策定しました。

アクションプランの期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間とし、計画（PLAN）・実行（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）という、「PDCAサイクル」に基づき、毎年度進行管理を行います。

目 次

1. 条例の位置付け（第2条関係）	3
2. 子どもの権利（第8条関係）	4
3. 市議会の役割及び責務（第9条関係）	5
4. 執行機関の責務（第11条関係）	6
5. 市の職員の責務（第13条関係）	7
6. 総合的かつ計画的な市政（第15条関係）	8
7. 行政評価（第16条関係）	9
8. 財政運営及び公表（第17条関係）	10
9. 審議会等（第18条関係）	11
10. 行政手続（第19条関係）	12
11. 市民の意見等への対応（第20条関係）	13
12. パブリックコメント手続（第21条関係）	14
13. 危機管理（第22条関係）	15
14. 情報共有の原則（第23条関係）	17
15. 情報公開（第24条関係）	18
16. 個人情報保護（第25条関係）	19
17. 参画の制度（第27条関係）	20
18. 地域コミュニティ活動（第28条関係）	21
19. 国、県等との連携（第30条関係）	23
20. 自治基本条例推進委員会の設置等（第31条関係）	24
21. 条例の見直し（第32条関係）	25

1. 条例の位置付け（第2条関係）

条 文	解 説
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、本市の自治の基本的事項について、市が定める最も基本となる規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。</p>	<p>自治基本条例は、自治体の組織と運営の基本原則について定めたものであり、「自治体の憲法」と言われています。一般的に自治基本条例の位置付けとしては、「最高規範」として位置付けている自治体が多く、本市でも「最も基本となる規範」と位置付けています。</p> <p>条例、規則等の制定改廃に当たっては、自治基本条例の趣旨を尊重しなければならないことを規定したものです。</p>

【主な担当課：総務課、企画経営課】

現 状	<p>「玉名市自治基本条例」は、平成28年10月から施行された。施行するに当たっては、条例に関する様々な情報を提供してきた。特に平成27年度は、毎月の広報で1ページを使って条例制定に関する様々なことを掲載した。</p>					
課 題	<p>自治基本条例が、まだ市民に浸透しているとは言えない状況にある。</p> <p>また、条例、規則等の制定改廃に当たっては、自治基本条例の趣旨を尊重しなければならないことを規定しているが、この条例が職員にも浸透していない。そのため、職員研修会等を通じて周知する必要がある。</p>					
取組内容	<p>① 『自治基本条例のしおり(仮称)』を作成し、市内全世帯に配布する。併せて、市民への周知を図る。</p> <p>② 『自治基本条例推進アクションプラン』の進捗状況をホームページにて公開する。</p> <p>③ 条例、規則等の例規に係る制定及び改廃の審査に当たっては、自治基本条例との整合性を考慮する。</p> <p>④ 自治基本条例に係る事項については、根拠条文として規定する。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①しおりの作成、配布	①市民への周知				
		②アクションプランの進捗状況をホームページにて公開				
		③④自治基本条例との整合性を考慮した例規審査				

2. 子どもの権利（第8条関係）

条 文	解 説
<p>(子どもの権利)</p> <p>第8条 次代を担う子どもは、年齢に応じて市政に関する情報を知る権利と、市政に参画する権利を有するものとする。</p> <p>2 市議会及び執行機関は、前項の権利を保障するため、子どもの主体性を尊重した参画の機会の確保に努めるものとする。</p>	<p>まちづくりの原点は、人づくりです。特に少子高齢化が進展する中、次代を担う子どもたちが早い段階からまちづくりに参画していくことは重要であることから、その保障とそれを見守り育てていく環境づくりを規定したものです。</p>

【主な担当課：秘書課、コミュニティ推進課、議会事務局】

現 状	<p>市内7中学校から24人の代表者が参加し、3年に一度子ども議会を開催している。進行は、中学生が議長及び議員役となり議事運営や質問をし、市長をはじめ関係職員が答弁をする議会の一般質問形式で行っている。また、様々な場面で高校生の参画を促している。</p>					
課 題	<p>子ども議会は、開催までに3ヶ月ほどの準備期間が必要であり、各学校、子ども、行政側の協力が不可欠なことから、開催時期についての検討が必要である。また、子ども議会の開催に限定せず、新たに子どもたちが、地域住民と協働し、まちづくりに参画できるような仕組みづくりが必要である。</p>					
取組内容	<p>① 直近では、平成30年8月に子ども議会を開催し、活発な議論がなされ、子どもの目線で様々な提言や意見が出された。参加した子どもたちや学校からは、市政への関心が深まった、よい思い出になる、との意見もあり、各学校や行政側のスケジュールを確認しながら今後の開催について調整を進める。また、新たに子どもたちが、地域住民と協働し、まちづくりに参画できるよう「地域学校協働活動」の活用を図る。</p> <p>② 平成28年度から高校生との交流を図るため、「市長と語ろう気ままにランチ」を行っている。今後もこのランチミーティングを続けて若い世代も市政に参画できる機会を設ける。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①議会開催				①議会開催	
	①学校、子ども、地元の3者協議の場の検討					
	②「市長と語ろう気ままにランチ」の実施					
						web開催

3. 市議会の役割及び責務（第9条関係）

条 文	解 説
<p>市議会の役割及び責務)</p> <p>第9条 市議会は、本市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進するとともに、市民に対して開かれた議会運営を行わなければならない。</p>	<p>市議会は、住民の直接選挙で選ばれる議員をもって構成される機関であり、市議会は地方自治法第96条によって定められる議決機関として、条例の制定改廃、予算の決定などの自治体としての意思決定を行うとともに、決算の認定などの行政を監視する役割があります。</p> <p>第2項は、市議会は、前文に規定されている自治の基本理念にのっとり、地方自治法等により与えられた権限を行使するとともに、開かれた議会運営を行うことに努めることを規定したものです。</p>

【主な担当課：議会事務局】

現 状	<p>玉名市議会では、本会議、常任委員会の模様をインターネットやケーブルテレビでライブ中継し、さらに本会議については、インターネット録画配信している。このほか年 4 回発行の議会広報紙や市ホームページの市議会サイトで会議録をはじめ、さまざまな情報が発信されている。</p>					
課 題	<p>市民に対して開かれた議会運営に努めるため、自治に基づく地方議会の基本原則を定めた「議会基本条例」の制定が望まれる。</p>					
取組内容	<p>① インターネットやケーブルテレビでの中継を継続するとともに、議会広報紙・ウェブサイトにて議会情報を提供していく。</p> <p>② 平成 28 年 9 月に「議会基本条例検討特別委員会」を設置しており、「議会基本条例」の制定に向けて検討していく。また、制定後運用を行っていく。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4

4. 執行機関の責務（第11条関係）

条 文	解 説
<p>(執行機関の責務)</p> <p>第11条 執行機関は、誠実にその権限に属する事務を行うとともに、積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、適切に市の職員を指揮監督するとともに、市の職員の能力の向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</p>	<p>執行機関が、どのように行政運営を進めるべきかを規定したものです。</p> <p>第1項は、「市民福祉の増進」とは、地方自治法第1条の2の「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」に基づくもので、社会福祉のみを表すものではなく、社会一般の利益を図ることを規定したものです。</p> <p>第2項は、市職員は、市の執行機関の業務を行うための補助機関であり、第1項に掲げる執行機関の役割が果たせるようその職務を行うものであることを規定したものです。</p>

【主な担当課：総務課、地域振興課（全課）】

現 状	地域づくり団体や市民活動団体が実施する公益性のあるまちづくり活動の必要経費を補助する「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」制度を創設し、運用している。また、職員の能力向上のため研修を実施している。					
課 題	市民活動団体の公益活動を支援する「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」は、平成28年度で当初予定していた3年間の補助期間が終了する。3年間における傾向として、補助金を利用する団体が固定化され、申請件数も減少している。補助金を利用される団体等が減少傾向にあるため、利用促進を図るための更なる周知が必要である。 また、職員研修を充実させることで、市職員の能力向上に努める必要がある。					
取組内容	<p>① 「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」を3年延長して平成31年度まで実施し、同一事業を実施する申請者に対しては、補助率の逡減を実施する。</p> <p>「笑顔のまちづくり応援事業補助金」および「提案型協働事業補助金」を創設し市民団体の活性化及び協働の推進を図る。また、市民団体同士の交流を活性化するために市民団体交流会を実施する。</p> <p>② 新たなまちづくり活動の取組や補助金の利用促進を図るため、さらなる周知に取り組む。</p> <p>③ 職員の能力を発揮させるため、基礎研修、特別研修、派遣研修等を充実させる。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①キラリかがやけ玉名づくり 応援事業補助金の周知			①笑顔のまちづくり応援事業補助金お よび提案型協働事業補助金の周知		
	②広報・周知	②広報・周知	②広報・周知	②広報・周知	②広報・周知	②広報・周知
	③職員の基礎研修、特別研修、派遣研修等の実施					

5. 市の職員の責務（第13条関係）

条 文	解 説
<p>（市の職員の責務）</p> <p>第13条 市の職員は、市民全体の奉仕者として、公正及び公平で、かつ、誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>	<p>地方公務員法第35条に定められた職務専念義務と同様に規定したものです。</p> <p>第1項は、市長の補助機関である市職員は、当然のこととしてこの条例を遵守し、市民のために職務を遂行することを規定したものです。</p> <p>第2項は、市職員は、自らの知識や技能の向上に努めることを規定したものです。</p>

【主な担当課：総務課（全課）】

現 状	職員は、公務員として基本的な知識・認識を有するとともに、行政課題の解決等に積極的に取り組むなど、市民の信頼が得られるように努めている。					
課 題	職員は、自らのスキルアップのため、主体的または積極的に研修に参加することが求められる。 また、まちづくりや地域の活動にも積極的に参加することが望まれる。					
取組内容	<p>① 玉名市自治基本条例を遵守し、同条例に則った取り組みができるよう、職員の啓発、周知を図る。</p> <p>② 職員の能力向上のために継続的に研修を行う。</p> <p>③ 大学課程の履修や国際貢献活動のための職員の自己啓発休業制度の周知を図る。</p>					
取組 スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①玉名市自治基本条例の啓発と周知					
	②職員研修の実施					
	③自己啓発休業制度の周知					

6. 総合的かつ計画的な市政（第15条関係）

条 文	解 説
<p>（総合的かつ計画的な市政）</p> <p>第15条 市長は、総合的かつ計画的な行政を推進するため、基本構想を市議会の議決を経て策定するとともに、その実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長は、総合計画について、市民への周知を図るとともに、その進行管理を適切に行うものとする。</p>	<p>総合計画は、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、長期的展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもので、自治基本条例に規定することで、自治体の政策展開の根幹たる地位の確立を図るものです。</p> <p>第1項は、市長は、将来像、基本目標を定めた総合計画基本構想（10カ年）を市議会の議決を経て策定し、また、その実現のための総合計画基本計画（5カ年）及び総合計画実施計画（3カ年）を策定することを規定したものです。</p> <p>第2項は、市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めることを規定したものです。</p> <p>第3項は、市長は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うことを規定したものです。</p>

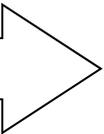
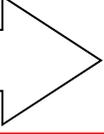
【主な担当課：企画経営課】

現 状	平成 29 年度から平成 33 年度を計画期間とした第 2 次総合計画前期基本計画を平成 29 年 3 月に策定した。策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、市総合計画策定審議会への諮問、たまな未来カフェ、市民意識調査などを実施した。また、進捗状況を毎年、市ホームページで公表している。					
課 題	個別計画を策定する場合、総合計画との整合性を図るための統一した考え方や策定手順を定める必要がある。					
取組内容	① 各種個別計画の策定時に総合計画との整合性を検証する。 ② 計画の着実な推進を図るため、進捗状況については、毎年ホームページで公表する。					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4

7. 行政評価（第16条関係）

条 文	解 説
<p>(行政評価)</p> <p>第16条 執行機関は、効率的で、かつ、市民にとって効果的な市政運営を行うため、市民も参画する外部評価を取り入れた行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算の編成及び総合計画の進行管理に反映させるものとする。</p> <p>2 執行機関は、行政評価を実施したときは、その結果を公表するよう努めなければならない。</p>	<p>行政評価とは、市民に対して行政活動の中身を説明し、その評価を基に行政活動全体を改善・改革するための手法です。また、外部評価制度を取り入れることで「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果は上がっているのか」という視点から客観的に評価及び検証が可能となります。評価結果を翌年以降の事務改善・計画の見直しにつなげることとなります。</p> <p>さらに、評価に対する情報を公開することによって、説明責任を果たし、開かれた行政運営を目指します。</p>

【主な担当課：企画経営課】

現 状	<p>総合計画に基づいて、市が実施している事務事業について、成果指標等を用いて評価し、評価結果が次年度以降の計画に反映されるよう、PDCAサイクルの浸透を図っている。</p> <p>また、客観的評価及び検証のため、外部評価を導入し、その結果について公表している。</p>					
課 題	<p>事務事業に対する問題や課題を認識しながら、解決に向けた検討及び対策の実施に至っていない事業が少なくない。問題、課題の解決に向けた対策を計画的に実施できるよう、PDCAサイクルの浸透が必要である。</p> <p>また、外部評価の導入による客観的な評価体制の確保や市ホームページによる行政評価結果の公表を行っているものの、委員会傍聴者及びホームページのアクセスが増えず、行政に対する市民の関心が深まっていない。</p>					
取組内容	<p>① 行政評価に関する研修会や説明会を通して、職員に対しPDCAサイクルの必要性や事務事業への取り組み方への意識改革を図る。</p> <p>② 外部評価委員会の開催案内の工夫や市民にとって分かりやすい資料の作成を公表することにより、行政評価の取組に対して関心を持ってもらえるよう努める。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
						
						

8. 財政運営及び公表（第17条関係）

条 文	解 説
<p>（財政運営及び公表）</p> <p>第17条 執行機関は、財政の健全化の確保に努めるとともに、総合計画を着実に推進するため、効率的で、かつ、効果的な財政運営を行うものとする。</p> <p>2 執行機関は、財政状況について市民に分かりやすい資料を作成し、公表するものとする。</p>	<p>地方財政法第2条に「地方自治体は、その財政の健全な運営に努めること」と地方財政運営の基本が規定されていますが、健全な財政運営に努めることはもちろん、年度ごとに行財政運営の基本方針を定め、市民に対して説明責任と報告義務を有することについて執行機関の責務を規定したものです。</p> <p>第1項は、健全な財政運営であるためには、収支均衡の保持（歳入と歳出の均衡が保たれていること）と財政構造の弾力性の確保（歳入において自主財源の割合が高く、歳出において義務的経費の割合が低いこと）が必要であることを規定したものです。</p> <p>第2項の財政状況の公表については、市政運営にとって重要であることから、本条例においても、市民に分かりやすい資料を作成し公表することを規定したものです。</p>

【主な担当課：財政課、企画経営課】

現 状	<p>総合計画に基づき効率的な財政運営を行うため、行政評価の結果が予算とどのように関連付けられたか連動調査を行い、効率的な行財政運営が実現できているか確認している。</p> <p>また、毎年度、財政状況を市民に分かりやすく説明できるよう、資料内容を工夫し、広報たまなやホームページに公表している。</p>					
課 題	<p>行政評価結果の予算への反映、連動が重要であるが、徹底できていない。</p> <p>行政評価結果を予算に反映できるよう、事業所管課及び担当者への意識向上を図るとともに、財政課及び企画経営課がそれぞれの業務を密接に関連付けるための整理及び確認が必要である。</p>					
取組内容	<p>① 行政評価に関する説明会や研修会において、予算との連動を意識付ける説明を行い、評価決定や予算要求時等に再度評価結果を確認したうえで予算編成をするよう説明を行うなど、職員の意識改革を促していく。</p> <p>② 平成30年度からは統一的な基準による地方公会計財務諸表を活用し、将来にわたる健全な財政運営を目指す。</p> <p>③ 財政状況の公表については、今後も市民に分かりやすく公表する。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①説明会、研修会による職員の意識向上に向けた取り組み					
	①行政評価、予算担当課の密接した業務連携への協議					
	②地方公会計財務諸表を活用した財政運営					
	③公表	③公表	③公表	③公表	③公表	③公表

9. 審議会等（第18条関係）

条 文	解 説
<p>（審議会等）</p> <p>第18条 執行機関は、その所管する審議会等の委員の選定に当たっては、市民が積極的に参加できるように、公募により行うよう努めるとともに、男女共同参画に配慮しなければならない。</p>	<p>政策決定に大きな役割を果たす附属機関（審議会や委員会など）への参画を条例で保障し一般化するものです。</p> <p>従来は、学識経験者や各種団体の長などから選任するケースが主でしたが、審議会等への参画は、市の政策決定や計画策定に大きな役割を果たすものであり、近年は、市民の参画を促進するため、公募という手段をとるケースが増えてきています。今後も公募による選任に努めるとともに、男女の共同参画に基づき、女性の登用についても配慮する必要があることとしています。</p>

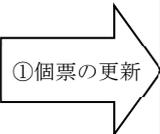
【主な担当課：総務課、人権啓発課（全課）】

現 状	<p>公募については、概ね導入するケースが増えてきているが、審議会等の性質上公募しないものもある。また、審議会等への女性の登用については、目標値を掲げているが、積極的に行っているものとそうではない場合がある。</p>					
課 題	<p>公募してもなかなか人が集まらない現状がある。</p> <p>また、女性の登用率向上のために限定して募集しているが集まらない場合があるため、開催回数や開催時間などの参加しやすい環境をつくるなどの工夫が必要である。</p>					
取組内容	<p>① 公募による選任を積極的に採用するよう努めるとともに、公募に当たっては、ホームページ、広報等により市民に幅広く周知する。</p> <p>② 各審議会等委員の男女比は、『玉名市男女共同参画計画』による進行管理を行い状況を把握し、公募以外の女性登用で、現状の規約等に制限がある場合は、積極的に規約改正へ取り組むよう推進する。</p>					
取組 スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①積極的な公募の採用					
	①ホームページ、広報等による公募の周知					
	②男女共同参画計画に伴う進行管理及び規約見直し					

10. 行政手続（第19条関係）

条 文	解 説
<p>（行政手続）</p> <p>第19条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。</p> <p>2 行政処分等に関する手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>行政運営の更生と透明化を図り、市民の権利利益の保護に資するための行政手続に関する規定で、行政手続条例を保障し一般化するものです。</p> <p>第1項は、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールをあらかじめ市民に明らかにすることを規定しており、情報公開制度や個人情報保護制度と同様、行政の透明性を図る上で大切な考え方です。</p> <p>第2項は、行政処分等に関する手続に関し、より詳細な規定は「玉名市行政手続条例」で定めていることとしています。</p>

【主な担当課：総務課】

現 状	<p>行政処分等の公平性及び透明性を確保するため、玉名市行政手続条例を制定している。</p> <p>また、条例の規定に従い、行政処分等に関する審査基準、標準処理期間等を事務ごとに定めた個票を作成し、閲覧に供している。</p>					
課 題	<p>行政処分等の根拠となる法令等の制定又は改廃により、審査基準、標準処理期間等に変更が生じるため、個票の定期的な更新が必要である。</p>					
取組内容	<p>① 年に1回を目途に、個票の更新を継続的に行っていく。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
						

11. 市民の意見等への対応（第20条関係）

条 文	解 説
<p>（市民の意見等への対応）</p> <p>第20条 執行機関は、市民の市政に関する意見及び提案に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めなければならない。</p>	<p>執行機関は、市民からの意見提案について、迅速かつ誠実に対応するとともに、対応の経過や結果等の記録を行い、公開していくことを想定しています。</p>

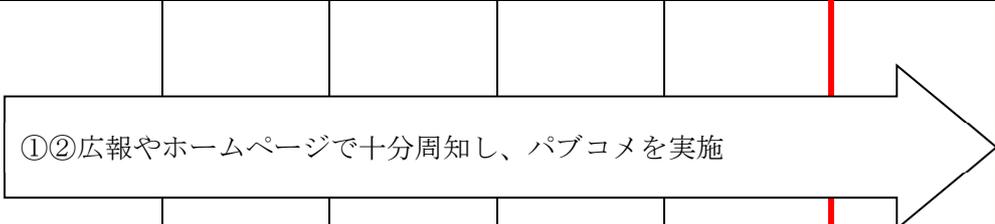
【主な担当課：総務課、秘書課】

現 状	<p>市民の市政に対する提案や意見を把握するため、「市政にアプローチ」や「市民と市長のWeb会議」を行っている。</p> <p>また、各行政区からの意見や要望については、区長を通じ要望書として受理し、区長を通じ対応等については報告している。</p>					
課 題	<p>「市政にアプローチ」や「市民と市長のWeb会議」が市民に浸透していないため、一層の周知が必要である。</p> <p>各行政区からの要望は、ハード事業が多く要望に応えるには費用が膨大にかかるため、整理が必要である。</p>					
取組内容	<p>① 少しでも多くの提案や意見を把握するため、広報紙やホームページで周知し、投書数や申込み数を増やす。</p> <p>② 各行政区からの要望について、整理し対応する。</p>					
取組 スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①「市政にアプローチ」の周知・募集・対応					
	①「市民と市長のWeb会議」の周知,開催					
	②各行政区からの要望に対する対応					

12. パブリックコメント手続（第21条関係）

条 文	解 説
<p>(パブリックコメント手続)</p> <p>第21条 執行機関は、市民生活に直接かつ重大な影響を与える政策等の策定に当たっては、市民から当該政策等に係る意見を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を行うものとする。</p> <p>2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分に考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表しなければならない。</p>	<p>第1項は、重要な施策や計画策定に当たり、事前に市民の意見を聴くことで、参画の推進、政策形成における公正性・透明性の向上に資するためにパブリックコメントを実施するものです。</p> <p>第2項は、聴取した意見等について取りまとめて公表することを規定したものです。</p>

【主な担当課：総務課（全課）】

現 状	「玉名市パブリックコメント手続実施要綱」に規定された対象となる政策等については、要綱に基づき適切にパブリックコメントを実施し、市民の市政に対する理解と参画を図るとともに、提出された意見に対しての考え方を取りまとめて公表している。					
課 題	提出される意見の数が少ないので、幅広く周知を図る必要がある。					
取組内容	<p>① 市民の興味を喚起させ多くの意見提出を促すため、提出期間を十分に設ける。</p> <p>② ホームページをはじめ多様な媒体による情報を提供する。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	 <p>①②広報やホームページで十分周知し、パブコメを実施</p>					

13. 危機管理（第22条関係）

条 文	解 説
<p>(危機管理)</p> <p>第22条 市長は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保並びに危機管理の意識の向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者、関係機関等との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。</p>	<p>近年、国内で発生するおそれのある危機は、地震や水害などの自然災害、大規模な火災、化学物質の漏洩などの事故、テロ災害、公共施設への不審者侵入事件、重篤な感染症・集団食中毒など多岐に及んでおり、従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきました。</p> <p>そこで、市民の生命を預かる市長は、いつ起きるともわからない不測の事態に備え、市民、事業者、関係機関等との協力のもと、危機管理体制の確立に努める必要があります。</p>

【主な担当課：防災安全課】

現 状	<p>市民の生命、身体および財産を災害から守るため、『玉名市地域防災計画』に基づき災害予防、災害応急対策および災害復旧について玉名市や各防災関係機関の果たすべき責務と役割を定め、危機管理体制の確立、防災活動の効果的な実施に努めている。</p> <p>また、防犯については、防犯パトロールを実施し、地域の防犯強化に努めている。防犯灯 LED 設置や電気料について補助を行い、地域の防犯活動の要因を担っている。</p> <p>空家関係については、空家実態調査を行い『空家等対策計画書』を策定中である。</p>
課 題	<p>男性、女性を問わず、地域防災の要である消防団員の確保が難しい。地域防災計画については、毎年検討し、必要に応じ修正する必要がある。</p> <p>また、設立に至っていない地域の、自主防災組織の設立の推進を図る。空家実態調査を行っているが、空家の所有者特定に時間を要する。</p>
取組内容	<p>① 『玉名市地域防災計画』については、随時見直しを図っているが、東日本大震災以降、災害対策関連の法令、制度等上位計画が多数改正されている。また、熊本地震の被害を受けた県内の各市町村が、地域防災計画の大幅な見直しを検討している現状にある。玉名市も、平成 29 年度に防災計画策定業務委託を行い、実効性のある防災計画書の策定にあたる。</p> <p>② 自主防災組織の設立への推進や活動状況に応じた補助を行う。</p> <p>③ 防犯灯の LED 化への推進や地元への電気料の補助を実施することにより、地域の防犯活動の強化が図られる。</p> <p>④ 協議会において、特定空家の認定等を行い、危険家屋への対応を図るとともに、利活用についても重点を置き対策を講じる。</p>

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
取組 スケジュール	①防災計画策定 業務委託		①法令等の改正により、 随時計画書見直し			
	②自主防災組織への補助及び普及推進活動					
	③防犯灯のLED化の推進・補助及び電気料補助					
	④空家実態 調査及び空 家対策計画 書業務委託		④玉名市空家等協議会開催・個別相談対応等			

1 4. 情報共有の原則（第 2 3 条関係）

条 文	解 説
<p>（情報共有の原則）</p> <p>第 2 3 条 市民、市議会及び執行機関は、互いに情報を共有することを原則とする。</p>	<p>自治を推進するためには、市民、市議会、執行機関が容易に情報を共有することが不可欠です。</p> <p>また、情報の共有は参加や協働を行う上での前提条件でもあります。実際には、自治に関する情報は執行機関が多くを保有しているため、執行機関からの情報発信がまず大事なことです。三者相互の情報発信、情報共有も求められています。</p>

【主な担当課：総務課、議会事務局】

現 状	玉名市ホームページや広報たまな、市議会だより、情報公開総合窓口や担当課等による閲覧、様々なパンフレットや印刷物等を通じて、情報を発信することで情報共有に努めている。						
課 題	各種審議会や委員会において、議論された内容について公表を行っているものと公表できてないものがある。						
取組内容	① 各種審議会、委員会等の会議基準の検討を行い、積極的に会議を公開する。 ② 各種審議会、委員会等の会議録基準の検討を行い、会議録について公表の基準を定め、積極的に情報提供を行う。 ③ 議会情報を分かりやすく提供することで情報共有に努める。 ④ インターネットやケーブルテレビを活用した本会議・常任委員会の映像配信とホームページで会議録の公開を継続して行う。						
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
	①会議基準の検討	①会議の公開					
	②会議録基準の検討	②会議録の公表					
	③議会広報紙、市議会ウェブサイトによる情報発信会議録の公開						
	④インターネット・ケーブルテレビを活用した議会中継						

15. 情報公開（第24条関係）

条 文	解 説
<p>(情報公開)</p> <p>第24条 執行機関は、政策形成等における情報を市民に分かりやすく公開するよう努めなければならない。</p> <p>2 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>市民の市政への参画が一段と進む中で、より開かれた市政の実現が求められることから自治基本条例に定義することにより、情報の公開を総合的に推進していこうとするものです。</p> <p>第1項は、市民が自ら必要とする情報の公開を市に請求し、この請求に応じて執行機関が情報を公開するものですが、広報紙やホームページ、告示等の手段を使い、積極的に情報を提供する情報公表制度を含むものです。</p> <p>第2項は、情報公開に関し、より詳細な規定は「玉名市情報公開条例」で定めていることとしています。</p>

【主な担当課：総務課（全課）】

現 状	情報公開請求は、「玉名市情報公開条例」、「玉名市情報公開条例施行規則」及び「玉名市情報公開事務取扱要領」に基づき、運用している。					
課 題	市民が求める情報をより適切に提供できるよう、情報公開制度運用マニュアルの作成、職員研修の実施などにより、職員の資質を向上させ、画一的な制度運用を図っていく必要がある。					
取組内容	<p>① 広報やホームページなどを積極的に利用し、かつ市民にとって理解しやすい表現を用いた情報提供に努める。</p> <p>② 情報公開制度の運用マニュアルを作成する。</p> <p>③ 情報公開制度の仕組みと運用に関する職員研修を定期的に継続して実施する。</p>					
取組 スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①広報やホームページなどを利用した情報提供					
	②運用マニュアルの作成					
	③職員研修の実施					

16. 個人情報保護（第25条関係）

条 文	解 説
<p>（個人情報保護）</p> <p>第25条 執行機関は、個人の権利利益を保護するため、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障する等、個人の権利利益を保護するため適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>近年、情報通信技術の発展により電子化された情報を、ネットワークを介して大量かつ迅速に処理することが可能となり、個人情報の保護の必要性が急速に高まってきました。</p> <p>第1項は、個人情報保護法に基づき、個人情報の適正な取り扱いの基本となる原則を確立するためにも、情報公開制度と同様に自治基本条例に定義し、自治体として総合的に推進していくことの必要性を規定したものです。</p> <p>第2項は、個人情報保護に関し、より詳細な規定は「玉名市個人情報保護条例」で定めていることとしています。</p>

【主な担当課：総務課、情報管理課】

現 状	<p>個人情報とは、「玉名市個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱っている。また、情報資産の取り扱いについて、玉名市情報セキュリティポリシーを定め運用している。</p>					
課 題	<p>各事務において取り扱う個人情報の保護を更に推進するため、個人情報保護制度運用マニュアルの作成、職員研修の実施などにより、職員の資質を向上させ、画一的な制度運用を図っていく必要がある。</p>					
取組内容	<p>① 個人情報保護制度の運用マニュアルを作成する。</p> <p>② 個人情報保護制度の仕組みと運用に関する研修を定期的に継続して実施する。</p> <p>③ 玉名市情報セキュリティポリシーの見直しを含めた適切な運用を継続的に行う。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①運用マニュアルの作成					
	②職員研修の実施					
	③玉名市情報セキュリティポリシーの適切な運用					

17. 参画の制度（第27条関係）

条 文	解 説
<p>（参画の制度）</p> <p>第27条 執行機関は、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、市民の参画を推進するよう配慮しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民の参画の推進を実現するため、市民に等しく参画の機会を保障し、市民の多様な意見を反映することに努めるとともに、参画が困難な市民が参画することができるよう必要な支援を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 執行機関は、市民の参画の機会を広げるため、多様な手法をとるよう努めるものとする。</p>	<p>市民参画、協働は、市民が自治の主体であるという基本理念を実現するための最も重要な項目であり、第6条の市民の権利に「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有し、まちづくりに関し提案する権利を有する。」と規定しています。ここでは、その権利を保障する執行機関の責務を規定したものです。</p>

【主な担当課：企画経営課（全課）】

現 状	<p>「玉名市パブリックコメント手続実施要綱」により、市の政策等の企画立案過程において広く市民に意見を求めている。</p> <p>また、審議会等や市民意識調査、市民ワークショップを開催するなどして幅広い意見の集約に努めている。</p>					
課 題	<p>市民ワークショップ等への参加者が少ないので、対策を講じる必要がある。</p> <p>また、審議会等においても出席率が悪い場合があるため、出席者増につながるよう工夫する必要がある。</p>					
取組内容	<p>① 各種計画等の策定や条例の制定等を行う際には、できるだけ早い段階から審議会等を組織する際の一般公募の実施や市民ワークショップ等による参画の場を創出するなど、積極的に参画しやすい環境づくりに努める。</p> <p>② 市政の市民参画を有意義なものにするため、市の各種データや他の自治体の参考事例等、協議に必要な資料の提供に努める。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4

18. 地域コミュニティ活動（第28条関係）

条 文	解 説
<p>(地域コミュニティ活動)</p> <p>第28条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、地域コミュニティの公益的な活動を支援するよう努めるものとする。</p> <p>3 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。</p>	<p>これまで自治会などの地縁型のコミュニティが、自治の推進のために果たしてきた役割は大きく、今後もまちづくりの中心的な担い手として重要性が増していくものと考えられます。</p> <p>また、近年では、地縁だけにとらわれない、NPOなどの活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型コミュニティの活動が盛んになり、こちらも自治の推進には欠かせない存在となっています。</p> <p>第1項は、「地域コミュニティ」には、地縁型、テーマ型いずれのコミュニティも含まれますが、一般に使われる広い意味の「コミュニティ」ではなく、「地域の課題に自ら取り組むことを目的とし、自主的に形成された集団」にしぼったものを、この条例では「地域コミュニティ」と定義しています。また、市民は地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、これらの活動に積極的に参画・協力するなど、地域コミュニティを守り育てていくことに努めることが求められます。</p> <p>第2項は、自治の担い手である地域コミュニティは、自主・自立の考え方が基本であることから、執行機関が政策形成等を行うに当たっては、当然のこととして、地域コミュニティの自主性、自立性を尊重し、公益的な活動については、活動場所の提供、活動資金の援助、活動に関する情報提供などの支援ができることを規定したものです。</p> <p>第3項は、市議会も地域コミュニティの自主性や自立性を尊重することを規定したものです。</p>

【主な担当課：総務課、地域振興課、コミュニティ推進課】

現 状	<p>市民と行政の協働のまちづくり推進の観点から、地域の問題解決やまちの活性化を図るため、市民やNPO等の団体による主体的な取組が求められている。</p> <p>また、一部の行政区では、高齢化や人口減少、価値観の多様化に伴い、自治の担い手不足など、既存の地域コミュニティ活動の維持が困難となっている。</p> <p>地域コミュニティの公益的な活動について、資金面では、「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」により支援している。</p>
課 題	<p>行政は、市民やNPO等の団体による公益的な取組に対し支援する必要がある。</p> <p>市民活動団体の公益活動を支援する「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」は、平成28年度で事業期間が終了するほか、「市民活動情報サイトたまりん」の利用も低迷している。</p>

	また、行政区による地域コミュニティの自主性と自立性を尊重しながら、地域コミュニティが維持され活性化されるよう、その活動を支援する必要がある。					
取組内容	<p>① 行政区区長の代表者で組織する玉名市区長会協議会と定期的に協議を行いながら、地域コミュニティの現状や課題について情報の共有化とその活性化を図る。</p> <p>② 市民活動に参加しやすい環境を整える目的で市は市民活動総合補償保険制度を設けて民間の保険に加入しているので、その周知を図る。</p> <p>③ 「玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金」および「玉名市提案型協働事業補助金」を実施する。</p> <p>④ 広報やホームページを通じて、「玉名市笑顔のまちづくり応援事業補助金」および「玉名市提案型協働事業補助金」、「市民活動チラシスタンド」の活用の周知を図る。</p> <p>⑤ 市内の21の公民館支館の管轄の区域を基本として、区域の行政区と各種団体等で構成し、地域協働のまちづくりを市民が主体となって、福祉・環境等の公益的な活動が深まるように支援する。</p> <p>⑥ 住民にもっとも身近な自治公民館の新築、増改築、修繕などの整備に必要な費用の一部を補助することにより、協働のまちづくりに必要な地域コミュニティ活動の核となる拠点施設の充実を図る。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①区長会協議会との連携強化					
	②市民活動総合補償保険制度の周知					
	③キラリかがやけ玉名づくり 応援事業補助金の周知			③笑顔のまちづくり応援事業補助金及び提案型協働事業の周知		
	④補助金（H31年度まで）と情報サイトの周知					
	⑤支館との連携強化					
	⑥自治公民館施設整備費補助金の交付					

19. 国、県等との連携（第30条関係）

条 文	解 説
<p>(国、県等との連携)</p> <p>第30条 市長は、共通する課題を解決するため、国、県及び関係する地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>	<p>一自治体では対応できない行政課題を、他自治体と連携しながら解決を図るということを規定したものです。</p>

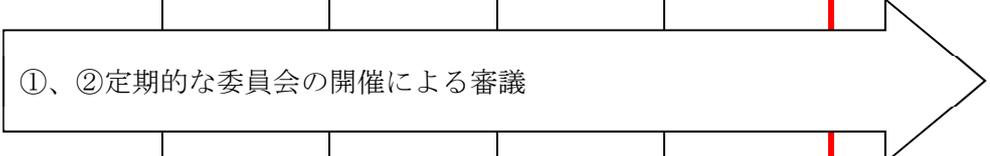
【主な担当課：企画経営課、情報管理課（全課）】

現 状	<p>周辺市町との連携による事務の効率化を図るため、平成6年に有明広域行政事務組合を2市4町で設立し、消防やごみ処理などの事業を推進している。</p> <p>電子自治体の推進のため熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会に参加し、電子申請などを導入し経費の削減、情報セキュリティの強化を図っている。</p>					
課 題	<p>厳しい行財政運営が求められる中、共同事務処理による効率化、合理化、新たな広域行政の展開を推進していく必要がある。</p> <p>また、電子自治体推進のため国、県、近隣市町との連携・強化に努める必要がある。</p>					
取組内容	<p>① 有明広域行政事務組合との連携・協力を進める。</p> <p>② 1市3町で構成する定住自立圏で中心的な役割を担うとともに、圏域自治体と連携・協力する。</p> <p>③ 熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会に引き続き参加し、共同で電子自治体構築の推進を図る。</p> <p>④ 国、県や他の自治体との連携・協力を進める。</p>					
取組スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4

20. 自治基本条例推進委員会の設置等（第31条関係）

条 文	解 説
<p>（自治基本条例推進委員会の設置等）</p> <p>第31条 市長は、自治運営の状況を把握し、自治運営がこの条例の趣旨に適合するものかどうかを検証するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、玉名市自治基本条例推進委員会を設置する。</p> <p>2 玉名市自治基本条例推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>本市の自治運営の状況を把握し、検証するために玉名市自治基本条例推進委員会を設置することを規定したものです。</p>

【主な担当課：企画経営課】

現 状	玉名市自治基本条例推進委員会の設置に関する条例について、平成29年4月1日の施行予定で進めている。施行後は、直ちに委員（10名で構成）の選任を行い、平成29年7月頃に第1回目、平成30年1月頃に第2回目の会議を開く予定である。					
課 題	委員会の所掌事務として、自治基本条例の推進状況を確認し、推進状況や推進の検証について審議することとなっており、委員会での活発な議論が求められる。					
取組内容	① 自治基本条例推進委員会（外部委員10名で構成）を設置する。 ② 定期的な委員会の開催による審議を行う。					
取組 スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	 <p>①、②定期的な委員会の開催による審議</p>					

21. 条例の見直し（第32条関係）

条 文	解 説
<p>(条例の見直し)</p> <p>第32条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直すものとする。</p>	<p>自治基本条例については、時代の変化に対応した新しい状況への適合が求められていることから、期間を定めて、必要に応じて見直しをすることを定めているのが一般的です。</p> <p>見直しをする必要があるときは、審議会・パブリックコメント手続などの手段により、市民の意見を聴いて、改正などの措置を講じるよう規定したものです。</p>

【主な担当課：企画経営課】

現 状	自治基本条例を適切に運用するために、実施すべき取組をまとめた推進アクションプランを策定し、これに基づき進行管理を行うとともに、検証結果及び条例の内容等について市民参画による検討を行い、条文を改正する必要があると認められる場合には、条例改正の手続きを行う。					
課 題	委員会やパブリックコメントなどによる市民の参画による審議、検討が重要であり、活発な議論が求められる。					
取組内容	<p>① 推進アクションプランの進捗状況の把握については、担当課に照会をかけた回答を促し、適切な進行管理を図る。</p> <p>② 推進アクションプランの検証結果及び条例の内容について、条例の改正が必要と認められれば改正の手続きを行う。</p>					
取組 スケジュール	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	①推進アクションプランの進行管理					
	②条例見直しの検討					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 条例見直しの検討 </div>					

玉名市自治基本条例推進アクションプラン

平成 29 年 3 月 策定

平成 31 年 1 月 改訂

令和 2 年 3 月 改訂

令和 4 年 3 月 改訂

玉名市役所 企画経営部 企画経営課

〒865-8501 玉名市岩崎 163 番地

電話 0968-75+-1213 FAX 0968-75-1166

Mail kikaku@city.tamana.lg.jp

Home Page <https://www.city.tamana.lg.jp/>